

学校法人梅村学園と公益財団法人服部国際奨学財団との 服部国際奨学財団奨学金事業に関する覚書

学校法人梅村学園（以下「甲」という。）と公益財団法人服部国際奨学財団（以下「乙」という。）は、「学校法人梅村学園と公益財団法人服部国際奨学財団との連携協力に関する協定書」に基づき、その事業の一環として、乙が服部国際奨学財団奨学金（以下「奨学金」という。）を甲の学生・生徒に支給するに当たり、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 奨学金は、甲に在籍する学生・生徒のうち、学業、課外活動等において優秀な成績・成果を修めており、今後のさらなる活躍を見込むことができるものの、経済的理由により修学が困難な学生・生徒及びアジア諸国等出身の外国人留学生に対して奨学金を支給し、修学機会の保障ならびに卒業後にに向けた活躍等を支援することを目的とする。

（支給）

第2条 奨学金は、甲が選抜した奨学生に対して、乙から直接に支給されるものとする。

（奨学金の支給額）

第3条 奨学生には、乙の定めるところにより、月額10万円の奨学金を毎月支給する。

（奨学生の募集）

第4条 甲が奨学生の募集を行うに当たっては、乙が別に定める募集要件に沿って、それを行うものとする。

（奨学生の選考）

第5条 奨学生の選考は、甲の服部国際奨学財団奨学生選考委員会における審議を踏まえ、甲の中京大学長が決定する。

（奨学生の人数）

第6条 奨学生の人数は、毎年度、原則として2名とする。

（奨学金の支給期間）

第7条 奨学金の支給期間は、原則として2年間とする。ただし、甲と乙の間の協議により、標準修業年限を上限に継続を認めることができる。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印の上各1通を保有する。

2017年6月8日

甲 愛知県名古屋市中区八事本町101番地の2
学校法人梅村学園
総長・理事長

梅村 清兵衛

乙 愛知県名古屋市中区瑞穂区檀溪通五丁目21番地の2
公益財団法人服部国際奨学財団
理事長

服部 大